

証券コード 7361
2022年11月30日

株 主 各 位

東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
株式会社ヒューマンクリエーションホールディングス
代表取締役社長 富 永 邦 昭

第6回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第6回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご来場をお控えいただきますことを強くお願い申し上げます。感染による影響が大きいとされるご高齢の株主様や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様、体調のすぐれない株主様には特に慎重なご判断をお願い申し上げます。

当日のご出席に代えて、インターネット又は書面によって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら本招集ご通知3・4頁に記載のご案内に従って、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年12月14日（水曜日）午後6時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年12月15日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
イイノカンファレンスセンター（飯野ビルディング4階）Room B1・2
（本年より会場が変更となっております。末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項
報告事項 1. 第6期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第6期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
第3号議案 当社の取締役（社外取締役を含む）及び監査役（社外監査役を含む）に対する株式報酬（譲渡制限付株式報酬）の付与のための報酬決定の件
第4号議案 特定の株主からの自己株式取得の件
第5号議案 当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）の導入の件
第6号議案 定款一部変更の件
第7号議案 取締役6名選任の件

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://hch-ja.co.jp>）に掲載させていただきます。

当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://hch-ja.co.jp>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

① 事業報告

企業集団の現況

財産及び損益の状況、主要な事業内容、主要な事業所、従業員の状況、主要な借入先の状況、
その他企業集団の現況に関する重要な事項

会社の現況

株式の状況、新株予約権等の状況、会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
会社の支配に関する基本方針

② 連結計算書類の連結注記表

③ 計算書類の個別注記表

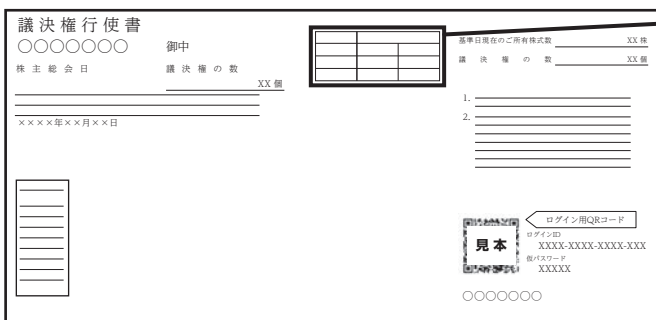


議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 株主総会にご出席される場合 同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。 日 時 2022年12月15日（木曜日） 午前10時（受付開始:午前9時30分）	 書面（郵送）で議決権を行使される場合 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。 行使期限 2022年12月14日（水曜日） 午後6時30分到着分まで	 インターネットで議決権を行使される場合 次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。 行使期限 2022年12月14日（水曜日） 午後6時30分入力完了分まで
---	--	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書
御中
株主総会日
議決権の数
XX 股
XXXXXX年XX月XX日

議案番号	議案名	賛成	反対	棄権
1.				
2.				
3.				
4.				
5.				
6.				
7.				

ログイン用QRコード
ログインID
XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
パスワード
XXXXXX
〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・3・4・5・6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第7号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

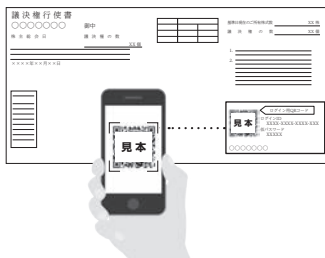
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

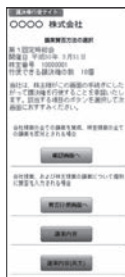
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

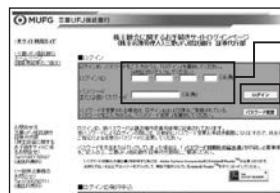
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

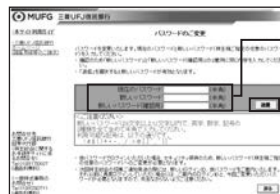
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告

(2021年10月 1 日から
2022年 9 月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響に対して、ワクチン接種率の向上とともに社会経済活動が正常化していく動きもありましたが、新たな変異株の発生により社会経済活動が繰り返し制約を受けたことで国内消費回復の足取りは重く、加えて、ロシア・ウクライナ情勢による地政学リスクの高まりや米国での政策金利の引き上げに伴う急速な円安の進行などの影響から、エネルギーや原材料価格の高騰が懸念されるなど、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

一方、当社グループの主要顧客である大手システム開発企業各社における受注環境は、新型コロナウイルス感染症の影響による社会全体のオンライン化の推進やDX人材の需要ひっ迫等を背景として、引続き力強く推移しており、当社グループの事業活動も堅調に推移しているものと認識しております。

そうした状況の中、当社グループは、コンサルティング・受託開発領域への積極投資による技術力の向上、また、技術者派遣においては、案件に係る商流の改善や技術者の技術向上を図ることで派遣単価の改善に努め、新規顧客を開拓することで技術者の稼働率の維持、改善に努めてまいりました。

このような事業環境のもと、当社グループは中長期的な経営戦略として、将来に向けた成長基盤の拡充と人材の育成を掲げ、「業界有数の人材数」、「業界有数の技術力」、「オリジナルの制度に基づく人材育成力」の醸成に努めることと併せ、2021年10月1日付で株式会社ヒューマンベース、2022年4月1日付で株式会社コスモピアを連結子会社化するなど、M&Aを活用した非連続的な成長の実現に取り組んでまいりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高は5,803百万円（前期比15.3%増）、売上総利益は1,773百万円（前期比24.1%増）と堅調に推移しました。販売費及び一般管理費として、株式会社ヒューマンベースに関わるM&A付随費用の一部、株式会社コスモピアに関わるM&A付随費用の全部、及びストック・オプション制度の導入に関わるコ

ンサルティング費用等が一過性の費用として発生したものの、営業利益は545百万円（前期比14.0%増）、経常利益は546百万円（前期比17.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は343百万円（前期比24.3%増）となりました（子会社別の売上高は、株式会社ブレンナレッジシステムズ：3,391百万円、株式会社シー・エル・エス：1,112百万円、株式会社アセットコンサルティングフォース：577百万円、株式会社セイリング：429百万円、株式会社ヒューマンベース：223百万円、株式会社コスモピア：256百万円となっており、グループ内取引の相殺消去前の数値を記載しております。）。

なお、当社グループはシステムソリューションサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、当社グループで3百万円の設備投資を実施しました。設備投資の主な内訳としては、人財獲得力の強化とより一層のグループ内コミュニケーション活性化や労働環境の改善を目的として、国内子会社における支店の設備投資をしております。

なお、当社はシステムソリューションサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

又、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中の当社グループ所要資金は、金融機関からの借入金及び自己資金により賄っております。

④ 重要な企業再編等の状況

当社は、2021年10月1日付でERP（エンタープライズ・リソース・プランニング、統合基幹業務システム）領域におけるシステムコンサルティング・開発を主とする株式会社ヒューマンベース、2022年4月1日付でシステムサポートデスクの運営受託等を主とする株式会社コスモピアの全株式を取得いたしました。

(2) 重要な子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ブレーンナレッジ シ ス テ ム ズ	90,000千円	100.0%	システムソリューションサービス事業
株式会社シー・エル・エス	85,250	100.0	システムソリューションサービス事業
株式会社アセットコンサル テ ィ ン グ フ ォ ー ス	50,000	100.0	システムソリューションサービス事業
株 式 会 社 セ イ リ ン グ	30,000	100.0	システムソリューションサービス事業
株式会社ヒューマンベース	40,000	100.0	システムソリューションサービス事業
株 式 会 社 コ ス モ ピ ア	20,000	100.0	システムソリューションサービス事業

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

会 社 名	住 所	株 式 の 帳 簿 価 額	当社の総資産額
株 式 会 社 セ イ リ ン グ	東京都千代田区東神田 二 丁 目 6 番 5 号	488,995千円	2,077,812千円

(3) 対処すべき課題

当社グループの主力事業であるシステムソリューションサービス事業は、現段階においては派遣契約に基づく技術者派遣によるサービス提供が中心であります。コンサルタントやエンジニアが持つ経営課題解決能力・システム開発能力を顧客企業に提供することによって成り立つ人財価値提供型のビジネスモデルです。そのため、高いスキルや生産性を持つ人財シェアを高め、かつ総量を確保することが事業拡大のために重要となります。そこで、当社グループでは人財数・技術力・人財育成力を課題とし、主に下記の取り組みを行っております。

- ① 業界有数の人財数：中途採用市場が活性化しており、近年は競争激化の影響で採用数が鈍化していることを踏まえ、媒体広告や宣伝等に投下する費用を増加して候補者へのアプローチを広く、深くしていくとともに、成果報酬型採用等のエージェントを活用した採用活動も積極的に行ってまいります。
- ② 業界有数の技術力：当社グループ全体で注力している人脈活用による新規取引先の拡大と、取引先峻別によりコンサルタントやエンジニアの付加価値提供先の選択肢が増加し、かつ参画するプロジェクトの内容の高度化が進んでおります。高度なプロジェクトにおける現場経験を積むことに伴って、当社グループに帰属するコンサルタントやエンジニアの技術力が向上し、当社グループの人財のうちコンサルタント、プロジェクトマネージャー及びプロジェクトリーダーが占める割合を向上させていくことにより、業界有数の技術力を実現できるものと考えております。
- ③ オリジナルの制度に基づく人財育成力：成果ではなく成果を生み出す行動を重視した人事制度の制定・改善や管理監督者を対象としたマネジメント研修の継続実施、24時間・場所を選ばずスキマ時間での学習が可能な当社グループオリジナルの階層別eラーニングカリキュラムや対話を重視した研究会・勉強会の補助等社内教育プログラムの拡充等により順調に進捗しているため、こうした取り組みを今後も継続してまいります。

また、当社グループの今後の更なる成長のために、下記の取り組みを推進してまいります。

- ① 「マーケティング×機動力×エンジニアスキル」を活かしたグループ体制の確立：当社グループは、自社内でコンサルティングから保守運用までシステム開発の全工程に対応可能な、独自のグループ体制を構築しています。大手Sierとともに上流工程を担当しクライアントの真のニーズに応えるマーケティング、グループ内の豊富なエンジニア人財を活用し開発実行を支援できるエンジニアスキル、これらの人財を案件に応じて迅速に揃えることができる機動力を活かし、大手Sierの案件獲得から開発実行フェーズまでフレキシブルにサポート可能な「パートナー」として、システムソリューションサービス業界におけるポジショニングの確立を目指し

ております。

- ② グループ内の全国拠点を活用した受注力・収益力向上：主力とする派遣事業以外にも、首都圏のPM（*1）/PL（*2）クラスを中心とするチームが案件を獲得し、準委任契約で担当しております。開発工程以降については請負契約にて実施し、グループ内の地方拠点のエンジニアも活用します。全国の稼働状況を見ながら適宜適切にエンジニアをアサインすることで、グループ全体の受注力・収益力の向上を目指します。
- ③ M&Aを活用したインオーガニック成長：システムソリューションサービス業界では、中小企業を中心に企業再編が進んでおり、買収機会が豊富にあります。当社グループはこれまで十分な検討の上、慎重に投資判断を行い、PMI（*3）を早期に実現する戦略的なM&Aによる非連続の成長に取り組んでまいりました。今後もそのノウハウを活かし、グループ全体として高稼働率・高収益率を維持しつつも成長に資することが可能な企業を選別して、非連続の成長も目指してまいります。

*1 プロジェクトマネージャーの略

*2 プロジェクトリーダーの略

*3 Post Merger Integrationの略。M&A成立後の経営統合を実行するプロセス

2. 会社の現況

会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2022年9月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	富 永 邦 昭	株式会社ブレーンナレッジシステムズ 代表取締役社長
常 務 取 締 役	下 田 昌 孝	株式会社セイリング 代表取締役社長 株式会社コスモピア 代表取締役社長
取 締 役	河 邊 貴 善	管理本部長
取 締 役	音 吉 元 樹	経営企画本部長 株式会社ヒューマンベース 代表取締役社長
取 締 役	島 田 容 男	コンピタント株式会社 マネージングパートナー コンピタント税理士法人 代表社員 株式会社GRCS 社外監査役 東京インフラ・エネルギー投資法人 監督役員
取 締 役	仁 井 見 達 樹	株式会社デジタル・コネクト 取締役
取 締 役	滝 澤 康 之	株式会社田窪工業所 社外取締役 株式会社アプレ 社外取締役 株式会社ミックウェア 社外取締役 岩崎機械工業株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	後 藤 利 行	株式会社ブレーンナレッジシステムズ 監査役
監 査 役	喜 多 村 洋 子	喜多村税務会計事務所 所長税理士 株式会社ライフネットワーク 代表取締役
監 査 役	大 下 良 仁	弁護士法人琴平総合法律事務所 パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役 島田容男氏、仁井見達樹氏及び滝澤康之氏は、社外取締役であります。なお、島田容男氏、仁井見達樹氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 喜多村洋子氏及び大下良仁氏は、社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役 喜多村洋子氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役、監査役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及びすべての子会社の取締役、監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金および訴訟費用が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合や、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害行為は填補の対象としないこととしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針については、当社の業績及び企業価値向上への貢献意欲や士気を高めるための報酬体系としており、取締役会において決定しております。

個々の取締役の報酬等の決定に際しては、個々の取締役の役位、職責のほか、経済の動向といった外部要因を踏まえ、適正な水準とすることを基本方針としております。

当社の取締役の報酬は、固定報酬（基本報酬）及び退職慰労金で構成されております。個人別の報酬等の内容についての決定については、株主総会で総枠の決議を得ており、代表取締役社長が配分を策定し、取締役会にて決議しております。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役の報酬に関して確認及び報酬額の決定をしております。

また、取締役会は当事業年度に関わる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額			対 象 と な る 役 員 の 員 数
		基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬 等	非 金 銭 報 酬 等	
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	135,975千円 (6,400)	135,975千円 (6,400)	－千円 (－)	－千円 (－)	7名 (2)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	7,235 (4,400)	7,235 (4,400)	－	－	3 (2)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	143,210 (10,800)	143,210 (10,800)	－ (－)	－ (－)	10 (4)

- (注) 1. 上記の基本報酬等の総額には、基本報酬（月額かつ固定での金銭報酬）のほか、当事業年度の役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した29,645千円（取締役5名 29,645千円）が含まれております。なお、基本報酬（月額かつ固定での金銭報酬）には、任期満了に伴い2021年12月15日開催の第5回定時株主総会決議終結の時をもって退任した取締役1名に支払った報酬等が含まれております。
2. 取締役の支給員数は、無報酬の社外取締役1名を除いております。なお、任期満了に伴い2021年12月15日開催の第5回定時株主総会決議終結の時をもって退任した取締役1名が含まれております。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2020年12月15日開催の第4回定時株主総会において年額300,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は3名）です。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2020年12月15日開催の第4回定時株主総会において年額100,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
5. 取締役会は、株主総会で承認を得た範囲内で、各取締役の基本報酬の額の配分の策定を代表取締役富永邦昭に対し委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、取締役会がその妥当性等について確認及び報酬額の決定をしております。

ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

2021年12月15日開催の第5回定時株主総会決議終結の時をもって退任した取締役を支払った役員退職慰労金は以下の通りであります。

取締役1名 2,625千円

(上記口、及び過年度の事業報告において取締役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額として取締役1名 2,625千円が含まれております)

二. 社外役員が親会社等または親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況について、会社役員の状況 ①取締役及び監査役の状況（2022年9月30日現在）に記載のとおりであります。なお、兼職先である各法人等と当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役 に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 島田 容男	当事業年度に開催された取締役会24回のうち24回に出席いたしました。出席した取締役会において、公認会計士及び税理士としての専門的な知識と幅広い経験から、当社の経営に対し客観的かつ有用な意見を述べるなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 仁井見 達樹	当事業年度に開催された取締役会24回のうち24回に出席いたしました。出席した取締役会において、IT業界の知見も深く、コンサルティング経験も業務領域を問わず有することなどから、今後の当社が進むべき方向性及び経営等に対し客観的かつ有用な意見を述べ、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 滝澤 康之	当事業年度に開催された取締役会24回のうち24回に出席いたしました。出席した取締役会において、株式会社リサ・パートナーズのソリューション部長を務めるなど、当社業界に限らず様々な企業での経営に関わっていることから、企業経営及び企業におけるリスクマネジメントに精通しており、当社の経営に客観的かつ有用な意見を述べ、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役 喜多村 洋子	当事業年度に開催された取締役会24回のうち24回、監査役会24回のうち24回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的な知識と幅広い経験から、適宜発言を行っております。
社外監査役 大下 良仁	当事業年度に開催された取締役会24回のうち23回、監査役会24回のうち24回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士であり、知財及びリスク管理の専門家として、専門的な知識と幅広い経験から、適宜発言を行っております。

連結貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,588,313	流動負債	1,125,574
現金及び預金	672,863	買掛金	21,036
売掛金	643,460	短期借入金	100,000
契約資産	203,953	1年以内返済長期借入金	135,156
貯蔵品	39,935	未払金	364,822
その他の	28,100	未払費用	66,336
固定資産	947,409	未払法人税等	157,060
有形固定資産	58,271	未払消費税等	131,641
建物附属設備	73,539	賞与引当金	125,725
建物附属設備減価償却累計額	△30,263	その他の	23,794
工具、器具及び備品	33,520	固定負債	494,389
工具、器具及び備品減価償却累計額	△18,524	長期借入金	310,855
無形固定資産	650,981	退職給付に係る負債	124,546
のれん	640,512	役員退職慰労引当金	58,987
その他の	10,468	負債合計	1,619,963
投資その他の資産	238,156	(純資産の部)	
敷延税金資産	80,875	株主資本	907,671
その他の	147,939	資本金	193,661
	9,341	資本剰余金	103,661
		利益剰余金	1,015,991
		自己株式	△405,641
		新株予約権	8,087
資産合計	2,535,722	純資産合計	915,759
		負債純資産合計	2,535,722

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年10月 1 日から)
(2022年 9 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		5,803,431
売上原価		4,030,241
売上総利益		1,773,189
販売費及び一般管理費		1,227,863
営業利益		545,326
受取利息	4	
受取配当金	8	
為替差益	342	
投資有価証券売却益	99	
その他	5,930	6,385
営業外費用		
支払利息	3,720	
その他	1,500	5,220
経常利益		546,491
特別損失		
固定資産除却損	4	4
税金等調整前当期純利益		546,486
法人税、住民税及び事業税	233,187	
法人税等調整額	△29,701	203,485
当期純利益		343,001
親会社株主に帰属する当期純利益		343,001

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年10月 1 日から)
(2022年 9 月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当連結会計年度高	193,661	103,661	767,345	△476	1,064,190	-	1,064,190
当連結会計年度変							
剰余金の配当	-	-	△94,354	-	△94,354	-	△94,354
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	343,001	-	343,001	-	343,001
自己株式の取得	-	-	-	△405,165	△405,165	-	△405,165
新株予約権の発行	-	-	-	-	-	8,087	8,087
当連結会計年度 変動額合計	-	-	248,646	△405,165	△156,518	8,087	△148,431
当連結会計年度末残高	193,661	103,661	1,015,991	△405,641	907,671	8,087	915,759

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	107,149	流 動 負 債	930,931
現 金 及 び 預 金	32,515	短 期 借 入 金	738,830
売 掛 金	46,739	1年以内返済長期借入金	135,156
前 払 費 用	6,072	未 払 金	45,845
短 期 貸 付 金	14,000	未 払 費 用	1,270
仮 払 金	181	未 払 消 費 税 等	5,489
未 収 入 金	7,258	預 り 金	2,930
未 収 還 付 法 人 税 等	381	賞 与 引 当 金	1,408
固 定 資 産	1,970,663	固 定 負 債	371,988
有 形 固 定 資 産	32,683	長 期 借 入 金	310,855
建 物 附 属 設 備	42,627	退 職 給 付 引 当 金	2,145
建物附属設備減価償却累計額	△15,477	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	58,987
工 具 、 器 具 及 び 備 品	12,720	負 債 合 計	1,302,919
工具、器具及び備品減価償却累計額	△7,186	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	8,977	株 主 資 本	766,805
ソ フ ト ウ エ ア	155	資 本 金	193,661
ソフトウェア仮勘定	8,822	資 本 剰 余 金	135,652
投 資 そ の 他 の 資 産	1,929,002	資 本 準 備 金	103,661
関 係 会 社 株 式	1,851,730	そ の 他 資 本 剰 余 金	31,991
繰 延 税 金 資 産	25,434	利 益 剰 余 金	843,133
敷	51,837	そ の 他 利 益 剰 余 金	843,133
		繰 越 利 益 剰 余 金	843,133
		自 己 株 式	△405,641
		新 株 予 約 権	8,087
資 産 合 計	2,077,812	純 資 産 合 計	774,892
		負 債 純 資 産 合 計	2,077,812

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年10月 1 日から
2022年 9 月30日まで)

(単位：千円)

科 目				金 額
営 業 収 益				740,342
営 業 費 用				384,700
営 業 利 益				355,641
営 業 外 収 益				
受 取 利 息			301	
為 替 差 益			342	
そ の 他			2,483	3,127
営 業 外 費 用				
支 払 利 息			6,334	
そ の 他			0	6,334
経 常 利 益				352,435
税 引 前 当 期 純 利 益				352,435
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税			46,960	
法 人 税 等 調 整 額			△8,679	38,280
当 期 純 利 益				314,154

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年10月 1 日から)
(2022年 9 月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他 利 益 剰余金		
					繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	193,661	103,661	31,991	135,652	623,333	△476	952,170
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	△94,354	-	△94,354
当 期 純 利 益	-	-	-	-	314,154	-	314,154
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	△405,165	△405,165
新 株 予 約 権 の 発 行	-	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	219,799	△405,165	△185,365
当 期 末 残 高	193,661	103,661	31,991	135,652	843,133	△405,641	766,805

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

	新株予約権	純資産 合 計
当 期 首 残 高	-	952,170
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当	-	△94,354
当 期 純 利 益	-	314,154
自 己 株 式 の 取 得	-	△405,165
新 株 予 約 権 の 発 行	8,087	8,087
当 期 変 動 額 合 計	8,087	△177,277
当 期 末 残 高	8,087	774,892

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月10日

株式会社ヒューマンクリエイションホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石原 鉄也 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中瀬 朋子 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヒューマンクリエイションホールディングスの2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヒューマンクリエイションホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月10日

株式会社ヒューマンクリエーションホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石原 鉄也 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中瀬 朋子 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヒューマンクリエーションホールディングスの2021年10月1日から2022年9月30日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項に

ついて報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および子会社の主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。
また、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他、株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
また、財務報告に係る内部統制についても、取締役および会計監査人太陽有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況に対する報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視および検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質監査基準」(2005年10月28日企業会計審議会)および日本公認会計士協会の実務指針(品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」および監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」)に従って整備・運用している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為、または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容、および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年11月11日

株式会社ヒューマンクリエーションホールディングス 監査役会

常勤監査役 後 藤 利 行 ㊞

社外監査役 喜 多 村 洋 子 ㊞

社外監査役 大 下 良 仁 ㊞

(注) 監査役 喜多村洋子および監査役 大下良仁は、会社法第2条第16号および、第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第6期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金50.00円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は86,199,850円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年12月16日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません

第2号議案 取締役退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、取締役退職慰労金制度は年功的要素及び報酬の後払的要素が強いことから、2022年11月14日開催の取締役会において、本株主総会第3号議案「当社の取締役（社外取締役を含む）及び監査役（社外監査役を含む）に対する株式報酬（譲渡制限付株式報酬）の付与のための報酬決定の件」が原案通り承認可決されることを条件として、取締役退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議致しました。

これに伴い、任期中の当社の取締役に対し、これまでの労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において、それぞれの就任時から本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を退任の時に贈呈したいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役分については取締役会にご一任願いたいと存じます。また、本議案は、本株主総会第3号議案「当社の取締役（社外取締役を含む）及び監査役（社外監査役を含む）に対する株式報酬（譲渡制限付株式報酬）の付与のための報酬決定の件」が原案通り承認可決されることを条件として、効力が生じるものとします。

取締役退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の対象となる取締役の略歴は、次の通りであります。

氏名	略歴
富永 邦昭	2016年11月 当社 代表取締役社長（現任）
	2016年11月 株式会社バンキング・システムズ 取締役
	2016年11月 株式会社シー・エル・エス 取締役
	2018年6月 株式会社ブレーンナレッジシステムズ 取締役
	2019年7月 株式会社アセットコンサルティングフォース 取締役
	2019年10月 株式会社セイリング 取締役
	2019年10月 株式会社ブレーンナレッジシステムズ 代表取締役社長（現任）

氏名	略歴
下田 昌孝	2016年11月 当社 取締役
	2016年11月 株式会社バンキング・システムズ 取締役
	2016年11月 株式会社シー・エル・エス 取締役
	2018年6月 株式会社ブレーンナレッジシステムズ 取締役
	2019年7月 株式会社アセットコンサルティングフォース 取締役
	2019年10月 株式会社セイリング 取締役
	2020年4月 株式会社シー・エル・エス 代表取締役社長
	2020年4月 当社 常務取締役（現任）
	2021年10月 株式会社セイリング 代表取締役社長（現任）
河邊 貴善	2022年4月 株式会社コスモピア 代表取締役社長（現任）
	2019年10月 株式会社セイリング 監査役（現任）
	2019年12月 株式会社シー・エル・エス 監査役（現任）
	2019年12月 株式会社アセットコンサルティングフォース 監査役（現任）
	2020年4月 当社 取締役管理本部長（現任）
	2021年10月 株式会社ヒューマンベース 監査役（現任）
音吉 元樹	2022年4月 株式会社コスモピア 監査役（現任）
	2021年10月 株式会社シー・エル・エス 取締役（現任）
	2021年10月 株式会社ヒューマンベース 代表取締役社長（現任）
	2021年12月 株式会社アセットコンサルティングフォース 取締役（現任）
	2021年12月 当社 取締役経営企画本部長（現任）

第3号議案 当社の取締役（社外取締役を含む）及び監査役（社外監査役を含む）に対する株式報酬（譲渡制限付株式報酬）の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（社外取締役を含む）の報酬額は、2020年12月15日開催の当社定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、また、当社の監査役（社外監査役を含む）の報酬額は、2020年12月15日開催の当社定時株主総会において、年額100,000千円以内としてご承認をいただいております。

今般、当社は役員報酬制度の見直し、及び、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた制度改革の一環として、当社の取締役（社外取締役を含む）については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、また、当社の監査役（社外監査役を含む）については、株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、以下のとおり譲渡制限付株式報酬制度を導入することといたく存じます。

つきましては、当社における取締役及び監査役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記報酬枠の枠内で、当社の取締役（社外取締役を含む）及び監査役（社外監査役を含む）（以下、総称して「対象役員」という。）に対して、一定期間継続して当社の取締役等を務めることを条件とする譲渡制限付株式報酬を付与するための金銭報酬債権を支給することといたく存じます。当社の取締役に支給する金銭報酬債権は、年額50,000千円以内（うち社外取締役5,000千円以内）として、また、当社の監査役に支給する金銭報酬債権は、年額5,000千円以内（うち社外監査役2,000千円以内）とします。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社の取締役及び監査役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定し、各監査役への具体的な支給時期及び配分については、監査役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役は3名）であり、第7号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる当社の取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）となります。また、本制度の対象となる当社の監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）となります。

【本制度の内容】

1.本制度の概要

本制度において対象役員は、取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社普通株式について発行又は処分を受けます。当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象役員の間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結し、対象役員は本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から一定の期間中は、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします。本制度において、当社の取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数25,000株以内（うち社外取締役2,500株以内）及び当社の監査役に対して割り当てる譲渡制限付

株式の総数2,500株以内（うち社外監査役1,000株以内）を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限とし、本株主総会にてご承認いただいた範囲にて、各取締役への具体的な配分については、取締役会において決定し、各監査役への具体的な配分については、監査役会において決定いたします。

本割当契約の内容の概要は以下3のとおりです。

2.1株当たりの払込金額

本割当株式の1株当たりの払込金額は、株式の割当てに関する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）等を基礎として対象役員に特に有利な金額としない範囲で、取締役会において決定いたします。

3.本割当契約において定める内容の概要

①譲渡制限期間

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象役員は、払込期日から退任（ただし、退任と同時に当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という）の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位に就任または再任する場合は退任に該当しないものとする）するまでの間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない（以下「本譲渡制限」という。）。

②譲渡制限付株式の無償取得

払込期日から1年が経過する日までに、当社グループの取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任した場合（ただし、（i）退任と同時に上記の地位のいずれかに就任または再任する場合、（ii）正当な理由により上記のいずれの地位からも退任した場合及び（iii）死亡により退任した場合を除く）には、当社は、対象役員が退任した時点をもって、(1)本割当株式数から(2)払込期日を含む月から対象役員が当社グループの取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任した日を含む月までの月数を12で除した数（以下「在任期間比率」という。）に、本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）を引いた数の本割当株式を当然に無償で取得する。

③株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、対象役員がSMBC日興証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

④組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、本割当株式のすべてを無償で取得する。

第4号議案 特定の株主からの自己株式取得の件

当社は、当社の取締役及び監査役等に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与える等のため、2022年11月14日に開催された取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、取締役退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議しました(以下、「本株式報酬制度」という。)

本株式報酬制度により交付される譲渡制限付株式に伴う希薄化を防ぐ観点から、今般、株式会社リサ・パートナーズ(以下、「リサ」という。)が保有する当社株式の一部買い受けを打診し、リサと協議の結果、当社の中長期的な業績拡大に資する施策である旨ご評価いただき、自己株式の取得を行うことへの合意に至りました(以下、「本自己株式取得」という。)

なお、本自己株式取得は、会社法第156条第1項、第160条第1項及び第161条の規定に基づき、相対取引による自己株式の取得を行うこととしたと存じます。

ただし、本議案が承認可決された場合であっても、その他不測の事態が生じた場合には、かかる自己株式の取得を行わないことがあります。

取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得する株式の総数	100,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 5.80%)
(3) 株式の取得価額の総額	300,000,000円(上限)
(4) 株式1株を取得するのと引き換えに交付する金額及びその算定方法	・ 本定時株主総会開催日前日である2022年12月14日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の最終価格(但し、同日に取引がない場合は、その後最初になされた売買取引の成立価格)
(5) 取得期間	2022年12月16日～2023年3月31日
(6) 取得先	株式会社リサ・パートナーズ

第5号議案 当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）の導入の件

当社は、2022年11月14日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）を定めると共に、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号ロ(2)に規定されるものをいいます。）の一つとして、下記のとおり、当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）を導入することといたしました。

本プランは、当社取締役会の決議により導入するものですが、株主の皆様のご意思をより反映させるという観点から、2022年12月15日開催の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）において議案（普通決議）としてお諮りさせていただくものであります。なお、本プランの導入につきましては、上記取締役会において、独立社外取締役2名を含む当社取締役全員の賛成によって決議されています。

また、本プランは、2022年11月14日付けで効力を生じるものとしませんが、本定時株主総会において上記議案につき、株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、直ちに廃止されるものとしします。

なお、会社法及び金融商品取引法その他の法令、それらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等並びに当社の株式等が上場されている金融商品取引所の規則等（以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令等の名称の変更や旧法例等を承継する新法令等の制定等を含みます。以下同じ）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に承継する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとしします。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為等（下記Ⅲ. 2. (1)①に定義されます。以下同じ）であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じることがどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

特に、当社グループにおいては、株式の大規模買付によって、当社グループの主要な事業であるITエンジニアの人材派遣事業の特性に対しての理解が充分でない、若しくは、当該事業を不当に利用しようとする資本上位会社が生まれることで、当該事業において通常よりも不利な条件での取引を強制されるといった事例が懸念されます。このような事例においては、本来当社グループが享受可能であった利潤を当該会社に不当に流出させることに繋がります。また、不利な条件での取引に当社グループの貴重なリソースを割かなければならない状況は、当社グループが顧客に提供できる人材派遣サービスに質的量的な劣化をもたらし、当社グループの競争力を低下させることに繋がりがかねません。このような事態は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであると考えております。

以上のような提案において、大規模買付行為等により、前述の不利な条件での取引の要請といった事例や、当社グループの企業価値の源泉が中長期的に見て毀損されるおそれが存する場合など、当社グループの企業価値向上又は株主共同の利益の最大化が妨げられるおそれが存する場合には、大規模買付者（下記Ⅲ．2. (1)①に定義されます。以下同じ）は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、当社取締役会は、善管注意義務を負う受託者の当然の責務として、法令等及び当社の定款によって許容される限度において、場合により、当社グループの企業価値向上及び株主共同の利益の最大化のために相当の措置を講じる必要があると考えています。

Ⅱ．基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 当社グループの企業理念と事業内容

当社グループは、「Technology×Human=Future Creation（ITと人財で未来を創造する）」という企業理念を掲げ、コンサルティング・システム受託開発事業及びエンジニア派遣事業を展開しています。

それぞれ企業理念に掲げられている「Technology」において“業界トップレベルの技術者が多数在籍する企業として認知され、あらゆるニーズに応えられる企業へ”、「Human」において“人が人を育てる文化を大切にし、そうした人財を多数保有する企業として、市場ニーズに、いつでも・どんな時でも必ず応えられる状態を実現”、並びに「Future Creation」において、“技術力・人財育成力・規模共にIT業界の首位グループに位置し、未来を創造している状態を目指します”を当社の使命と考え、会社の経営の基本方針としています。

(2) 企業価値向上に向けた取組み

当社グループは、正社員ITエンジニアを活用し、ITシステムのコンサルティング・企画提案から、開発、保守運用、BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）までを行う総合IT事業を行っております。

当社グループは、1974年10月に前身の企業を創業して以来、コンプライアンス重視の経営を行い、2016年10月に現体制を設立し、2021年3月に東証マザーズ市場（現 東証グロース市場）へ上場致しました。上場にあたっては、人材獲得の促進と、既存社員のモチベーション向上を目的としておりましたが、特にエンジニアの即戦力の採用に大きな効果があったものと認識しております。

現状の当社グループの成長戦略としましては、システム開発の上流工程であるコンサルティング機能及び受託開発機能を強化させる戦略を掲げており、連結子会社である株式会社アセットコンサルティングフォース（以下、「ACF社」といいます。）を中心に、利益率の高いシステム開発案件を獲得するために、コンサルティング・企画提案段階から開発後の保守までの一気通貫体制での取組を進めることで、幅広い業界に対する上流工程領域のサービス提供機会の拡大を目指しております。

当該戦略に基づき、近年ではコンサルティング・受託分野が急拡大しており、ACF社及びその他連結子会社によるコンサルティング・受託開発領域のグループ内売上シェアは2020年9月期4.3%に対し、2022年9月期では13.5%と順調に拡大しており、当該高付加価値なサービスの強化はグループ全体の収益性向上にも貢献しております。

また、オーガニック成長だけでなく、M&Aを活用した非連続的な成長戦略にも積極的に取り組んでおり、主要なM&Aだけでも、2016年10月付でシステム開発の上流工程を担う株式会社シー・エル・エス、2019年10月付で保守運用を担う株式会社セイリング、2021年10月1日付でERPコンサルティングを担う株式会社ヒューマンベース、2022年4月1日付でBPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）領域の株式会社コスモピアを相次いで連結子会社化するなど、グループとしての業容拡大を実現しております。

このような企業価値向上の取り組みに基づき、現在の当社グループは、純粋持株会社である当社と事業を担う連結子会社6社、合計7社で構成された総合IT企業となりましたが、中長期的にも将来に向けた成長基盤の拡充と人財の育成を掲げ、「業界有数の人財数」、「業界有数の技術力」、「オリジナルの制度に基づく人財育成力」の醸成に努めることと併せ、企業価値の向上と株主価値の最大化に向けて取り組んでまいります。

(3) コーポレート・ガバナンスの強化

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、グループ全体の企業価値向上を図るため、将来に向けた成長基盤の拡充と人財の育成を掲げ、成長戦略の推進に日々取り組んでいます。持株会社である当社は、当社グループ全般の戦略企画機能を担うとともに、グループ各社の経営に対する牽制機能を持つことで、グループ全体の経営の健全性の確保と迅速な意思決定による効率性の向上に努めております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、経営管理組織として、「取締役会」、「監査役会」、「グループ経営戦略会議」を設置しており、それぞれの決定や協議に基づき業務執行を行う体制を採っております。

当社では、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、当社を取り巻く事業環境に適切に対応し、継続的に企業価値を向上していくために、迅速な意思決定を行うことが重要と考えており、当社の企業規模や事業計画等を勘案して機動的な意思決定を行える現在の体制を採用しております。

当社の取締役会は、取締役7名（うち独立社外取締役2名）で構成されており、月1回以上開催しております。グループ業績の向上に対する任を負うとともに、代表取締役社長及び業務執行取締役の監督、各子会社の監督と重要事項に関するグループの意思決定を機動的に実行できる体制をとっており、これらに必要な権限を付与しております。また、監査役は取締役会に出席し、必要に応じて質問・指摘・助言等を行っております。

当社の監査役会は、監査役3名（うち独立社外監査役2名）で構成されており、毎月1回の監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況の共有等、監査役相互の連携を図っております。各監査役は取締役会に出席するほか、重要な書類の閲覧等を通じて、経営全般に関して適正な監視を行っております。また、内部監査室長1名が内部監査業務を行うことで、経営の透明性及び公正性を確保しております。

グループ経営戦略会議は、取締役4名で構成されており、月1回以上開催しております。当社グループ全体の持続的成長を目的として、業務執行における重要事項の報告・審議、及びグループ全体として必要な情報の共有や連携・調整を迅速に行っています。

③ その他

上記のほか、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでいます。当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては当社コーポレート・ガバナンス報告書

(<https://www2.jpx.co.jp/disc/73610/100920211213451686.html>) をご参照下さい。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

当社は、上記Ⅰ. のとおり、大規模買付者に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、大規模買付者に対して株式を売却するか否かの判断や、大規模買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えています。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、上記のような当社及び当社グループ固有の事業特性や当社及び当社グループの歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社グループの企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。

そして、大規模買付者による当社の支配株式の取得が当社グループの企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、大規模買付者から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、当社及び当社グループ固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報並びに当該大規模買付者による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがって、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えています。

以上の見地から、当社は、上記の基本方針を踏まえ、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為等に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会（下記2. (1)⑤に定義されます。以下同じ）の勧告を受けて当該大規模買付行為等に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下、「代替案」といいます。）を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランの導入が必要であるとの結論に達しました。本プランの導入に際しましては、株主の皆様のご意思を確認することが望ましいことはいうまでもありません。そのため、当社といたしましては、2022年11月14日付けで本プランの効力が発生するものいたしますが、本定時株主総会において、本プランの導入につき株主の皆様のご意思を確認させていただくことといたしました。

以上の理由により、当社取締役会は、2022年11月14日付けで本プランの効力を発生させるものの、本定時株主総会において、本プランの導入に関する承認議案を付議することを通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただき、株主の皆様のご承認が得られなかった場合には直ちに廃止されるものとして、本プランの導入を決定しました。

なお、2022年9月30日現在における当社の大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の株式保有状況」のとおりであり、現時点において、当社の株主を含む特定の第三者から当社株式について大規模買付行為等に関する打診及び申し入れ等は一切ございません。

2. 本プランの内容

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為等を行おうとする者が遵守すべきルールを策定すると共に、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為等を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為等を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

(1) 本プランに係る手続

① 対象となる大規模買付行為等

本プランは以下の(i)から(iii)までのいずれかに該当する若しくは該当する可能性がある当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付行為等」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合を適用対象とします。大規模買付行為等を行い、又は行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株式等について、当社の特定の株主の株式等保有割合が20%以上となる買付けその他の取得

(ii) 当社が発行者である株式等について、当社の特定の株主の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる当該株式等の買付けその他の取得

(iii) 上記(i)又は(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

② 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付行為等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により、日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただくと共に、大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その定款、履歴事項全部証明書（又はそれらに相当するもの）並びに直近5事業年度における単体及び連結ベースでの貸借対照表及び損益計算書を、併せて提出していただきます。

(i) 大規模買付者の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その代表者、取締役（又はそれに相当する役職。以下同じ）及び監査役（又はそれに相当する役職。以下同じ）それぞれの氏名及びその過去10年間の経歴

(ハ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その目的及び事業の内容

(ニ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その直接・間接の大株主又は大口出資者（持株割合又は出資割合上位10名）及び究極的な実質支配株主（出資者）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その設立準拠法

(ト) 主要な出資先の名称、本社所在地及び事業内容並びにそれら主要出資先に対する持株割合ないし出資割合

(ii) 大規模買付者が現に保有する当社株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社株式等の取引状況

(iii) 大規模買付者が提案する大規模買付行為等の概要（大規模買付者が大規模買付行為等により取得を予定する当社株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為等の後の当社株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、大規模買付者には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い大規模買付者から提供された情報では、大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、適宜回答期限を定めた上で、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。なお、本必要情報の追加提供の要求は、本必要情報の提供が十分になされたとき当社取締役会が認めるまで繰り返し行うことができますが、最終の回答期限日は、本必要情報の提供が十分になされたとき当社取締役会が認めない場合でも、大規模買付者が情報リストを受領した日から起算して60日を超えないものとします（ただし、大規模買付者等からの要請がある場合には、必要な範囲でこれを延長することがあります。）。

なお、大規模買付行為等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

(i) 大規模買付者及びそのグループ（主要な株主又は出資者（直接であるか又は間接であるかを問いません。以下同じ）、重要な子会社・関連会社、共同保有者及び特別関係者を含み、ファンド若しくはその出資に係る事業体（日本法に基づいて設立されたものであるか外国法に基づいて設立されたものであるかを問わず、法形式の如何を問いません。以下、「ファンド

等」といいます。) の場合又は買付者等が実質的に支配若しくは運用するファンド等が存する場合はその主要な組員、出資者その他の構成員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じ) の詳細(沿革、具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成、出資先、出資先に対する出資割合、事業内容、財務内容、投資方針の詳細、過去10年以内における投融資活動の詳細、外国為替及び外国貿易法(以下、「外為法」といいます。) 第26条第1項に規定される「外国投資家」への該当性の有無及びその根拠となる情報、並びに過去10年以内における法令違反行為の有無(及びそれが存する場合にはその概要)、並びに役員の氏名、過去10年間の経歴及び過去における法令違反行為の有無(及びそれが存する場合にはその概要)を含みます。)

(ii) 大規模買付者及びそのグループの内部統制システム(グループ内部統制システムを含みます。) の具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況

(iii) 大規模買付行為等の目的(意向表明書において開示していただいた目的の詳細)、方法及び内容(経営参画の意思の有無、大規模買付行為等の対象となる当社株式等の種類及び数、大規模買付行為等の対価の種類及び金額、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の当社株式等の数及び大規模買付行為等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等及び関連する取引の実現可能性(大規模買付行為等を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容)、並びに大規模買付行為等の完了後の当社株式等の保有方針並びに当社株式等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為等の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。)

(iv) 大規模買付行為等の対価の算定根拠及びその算定経緯(算定の前提事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称及び当該第三者に関する情報、意見の概要並びに当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)

(v) 大規模買付行為等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者(直接であるか間接であるかを問いません。))を含みます。) の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容、並びに関連する取引の具体的内容を含みます。)

(vi) 大規模買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡(当社に対する重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ) の有無並びに意思連絡がある場合にはその具体的な態様及び内容並びに当該第三者の概要

(vii) 大規模買付者及びそのグループによる、当社株式等の保有状況、当社株式等又は当社若しくは当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況及び契約状況、並びに当社株式等の貸株、借株及び空売り等の状況

(viii)大規模買付者及びそのグループが既に保有する当社株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている当社株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

(ix)大規模買付者が大規模買付行為等において取得を予定する当社株式等に関し担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている当社株式等の数量等の当該合意の具体的内容

(x) 大規模買付行為等の完了後に企図されている当社及び当社グループの経営方針、大規模買付行為等の完了後に派遣を予定している取締役候補の経歴その他の詳細に関する情報（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての知識及び経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループの資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）

(xi) 大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループの役員、従業員、労働組合、取引先、顧客及び地方公共団体その他の当社及び当社グループに係る利害関係者の処遇等の方針

(xii) 大規模買付者と当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

(xiii) 大規模買付者が濫用的買収者（下記⑤(ii)に定義されます。）に該当しないことを誓約する旨の書面

(xiv)大規模買付行為等に関し適用される可能性のある外為法その他の国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、外為法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の可能性（なお、これらの事項については、関係する法域における資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）

(xv)大規模買付行為等の完了後における当社グループの経営に関して必要な国内外の法令等に基づく許認可の維持の可能性及び国内外の法令等の規制遵守の可能性

(xvi)反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連が存在する場合にはその詳細

なお、当社取締役会は、適用ある法令等に従って、大規模買付者から大規模買付行為等の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）すると共に、その旨を適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。大規模買付行為等は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとしします。

(i)対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

(ii)その他の大規模買付行為等の場合には最大90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は当社取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします（延長の期間は最大30日間とします。）。その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を大規模買付者に通知すると共に、適用ある法令等に従って株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知すると共に、適用ある法令等に従って適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保するための機関として独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）を設置し、対抗措置の発動の是非等について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。独立委員会は、独立委員会規程（概要については別紙2をご参照下さい。）に従い、当社社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとします。本プランの導入当初における独立委員会の各委員の氏名及び略歴は別紙3のとおりです。

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続に従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることが出来るものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

(i)大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合

独立委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続につきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日（初日不算入）以内に当該違反が是正されない場合には、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(ii)大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合

独立委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を行わないよう勧告します。ただし、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、例えば以下(イ)から(ル)までに掲げる事由（これらに該当する者を、以下、総称して「濫用的買収者」といいます。）により、当該買付け等が当社グループの企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうものであると認められかつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

(イ)大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合ないし当社株式等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にあると判断される場合

(ロ)当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移転する目的で当社株式等の取得を行っているとは判断される場合

(ハ)当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社株式等の取得を行っているとは判断される場合

(ニ)当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式等の高値売抜けをする目的で当社株式等の取得を行っているとは判断される場合

(ホ)当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社株式等を取得後、様々な策を弄して、専ら短中期的に当社株式等を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものであると判断される場合

(ヘ)大規模買付者の提案する当社株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式等の売却を強要する虞がある（いわゆる強圧性がある）と判断される場合

(ト)大規模買付者の提案する当社株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含みますがこれらに限られません。）が、当社の本源的企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合

(フ)大規模買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げる虞があると判断される場合

(リ)大規模買付者が支配権を取得する場合における当社グループの企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合における当社グループの企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合

(ス)大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合

(ル)その他(イ)から(ス)までに準じる場合で、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行うものとしめます。

なお、下記⑦に定めるとおり、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重しつつ、これに加えて、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様に関うべく、当社株主総会を招集することがあります。

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)大規模買付者が大規模買付行為等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止の決議を行うものとしめます。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、対抗措置の発動の要否に関する当社取締役会の評価、判断及び意見を含む当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

⑦ 当社株主総会の招集

大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合、当社取締役会が本プランによる対抗措置を発動することの可否について株主の意思を確認するために当社株主総会を開催すべきと判断したときには、当社取締役会は可及的速やかに当社株主総会を招集します。また、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合であっても、当社取締役会が、当社グル

ープの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置発動の決議を行う場合には、当社取締役会は可及的速やかに当社株主総会を招集します。これらの場合には、大規模買付行為等は、当社株主総会における対抗措置の発動議案の否決及び当該株主総会の終結後に行われるべきものとします。当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が可決された場合、当社取締役会は、当該大規模買付行為等に対して本プランによる対抗措置発動の決議を行うこととします。なお、当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大規模買付行為等に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

当該株主総会の招集手続が執られた場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合や、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合で、当社取締役会にて対抗措置の発動を決議することが相当であると判断するに至った場合には、当社は当社株主総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、対抗措置の発動の要否に関する当社取締役会の評価、判断及び意見を含む当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、原則として新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。ただし、法令等及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

本プランに基づき発動する対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、別紙4「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりとしますが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i)当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下、「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件又は(ii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項や、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、例外事由該当者が所有する本新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの廃止又は変更の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で廃止又は変更されるものとします。また、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、法令等の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴い合理的に必要な範囲で、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止され又は本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、法令等に従って速やかに開示いたします。

3. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びに東京証券取引所が有価証券上場規程の改正により2015年6月1日に導入し、2018年6月1日及び2021年6月11日にそれぞれ改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度の合理性を有するものです。

(1) 企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

(2) 事前開示・株主意思の原則

当社は、取締役会において決議された本プランによる買収防衛策の導入を本定時株主総会において議案としてお諮りすることを、併せて当社取締役会で決議しています。また、上記2. (3)に記載したとおり、本プランは、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしています。加えて、大規模買付者が本プランに定める手続を遵守している場合には、対抗措置の発動の決定に関して必ず株主総会を招集するものとしています。従いまして、本プランの存続には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(3) 必要性・相当性確保の原則

① 独立委員会の設置及びその勧告の最大限の尊重と情報開示の徹底

当社は、上記2. に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付行為等への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重することとしています。また、独立委員会の判断が当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとしています。

更に、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に法令等に従って情報開示を行うこととし、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

② 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2. に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③ デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2. (3)に記載のとおり、本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4. 株主及び投資家の皆様への影響等

(1) 本プランによる買収防衛策の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランによる買収防衛策の導入に際して、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランによる買収防衛策の導入が株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記2. (1)に記載のとおり、大規模買付者が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意下さい。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当事者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、その後に対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動を停止し、本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、例外事由該当者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、例外事由該当者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、無償割当てがなされる本新株予約権に取得条項が付され、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することになります。ただし、例外事由該当者については、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことがあるほか、例外事由該当者の有する本新株予約権について、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得することもあります。以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令等に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

当社の大株主の株式保有状況

2022年9月30日現在の当社の大株主の状況は、以下のとおりです。

順位	氏名又は名称	持株数 (株)	持株比率 (%)
1	株式会社リサ・パートナーズ	178,748	10.37
2	HCHグループ従業員持株会	110,351	6.40
3	堀江 豊	62,000	3.60
4	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	43,700	2.53
5	橋本 斉市	43,600	2.53
6	富永 邦昭	43,050	2.50
7	上田八木短資株式会社	36,800	2.13
8	加藤 幹正	29,100	1.69
9	今給黎 孝	28,500	1.65
10	UBS AG LONDON A/C IPB SEGR EGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理 人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	24,600	1.43

(注) 持株比率は自己株式(202,553株)を控除して計算しております。

以上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為等への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役、(2)当社社外監査役又は(3)社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、各取締役、各監査役又は各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
 - (2) 本プランに係る対抗措置発動の停止
 - (3) 本プランの廃止及び変更
 - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項

各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社グループの企業価値ないし株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用により、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員の氏名及び略歴（五十音順）

氏名	島田 容男（しまだ やすお）
略歴	1969年2月2日生
	1991年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ） 入所
	1995年9月 公認会計士登録
	2000年8月 JPモルガン証券会社（現 JPモルガン証券株式会社） 入社
	2001年8月 ドイツ証券会社（現 ドイツ証券株式会社） 入社
	2003年4月 フェニックス・キャピタル株式会社（現エンデバー・ユナイテッド株式会社） 入社
	2004年11月 株式会社江戸沢（現 株式会社焼肉坂井ホールディングス） 社外取締役
	2005年10月 コンピタント株式会社 マネージングパートナー（現任）
	2007年12月 プリモ・ジャパン株式会社 社外監査役
	2008年4月 税理士登録
	2008年5月 コンピタント税理士法人 代表社員（現任）
	2010年7月 株式会社アイペット（現 アイペット損害保険株式会社） 社外監査役
	2014年7月 NANAROQ株式会社（現 株式会社GRCS） 社外監査役（現任）
	2014年10月 ネットスクエア株式会社 社外取締役
	2016年10月 株式会社ナインシグマ・ジャパン（現 ナインシグマ・アジアパシフィック株式会社） 社外監査役
	2016年10月 カントクグローバルコーポレーション株式会社 社外取締役
	2016年10月 株式会社SCホールディングス（現 株式会社ヴァティアー） 社外監査役
	2017年4月 株式会社ぶんか社 社外監査役
	2017年4月 当社 社外監査役
	2018年1月 レイフィールド株式会社 社外取締役
	2018年3月 当社 社外取締役（監査等委員）
	2020年4月 当社 社外取締役（現任）
	2021年10月 東京インフラ・エネルギー投資法人 監督役員（現任）

氏名 仁井見 達樹（にいみ たつき）
略歴 1967年5月31日生
1994年4月 国土交通省（旧運輸省） 入省
2000年9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー 入社
2006年7月 株式会社RHJインターナショナル 入社
2007年2月 株式会社ナインシグマ・ジャパン（現 ナインシグマ・アジアパシフィック株式会社） 取締役
2009年9月 エレファントフライ・コンサルティング 創業
2019年4月 株式会社デジタル・コネクト 執行役員
2020年12月 当社 社外取締役（現任）
2021年4月 株式会社デジタル・コネクト 取締役（現任）

氏名 大下 良仁（おおした よしひろ）
略歴 1986年1月24日生
2012年1月 大分地方裁判所 判事補任官
2015年4月 二重橋法律事務所（現 祝田法律事務所） 入所
2017年4月 東京地方裁判所 判事補
2019年4月 弁護士登録
弁護士法人琴平総合法律事務所 入所
2020年4月 当社 社外監査役（現任）
2020年4月 弁護士法人琴平総合法律事務所 パートナー弁護士（現任）

（注）当社との関係について

- ・当社は、島田氏、仁井見氏及び大下氏を、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。
- ・各委員と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとします（なお、当社取締役会が

所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下、「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件を付すこともあり得ます。）。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、一定の事由が生じたこと又は当社取締役会が別途定める日が到来したことを条件として、取締役会の決議に従い、本新株予約権の全部又は例外事由該当者以外の株主が保有する本新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項や、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、例外事由該当者が保有する本新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した取得条項等を付すことがあり得ます。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

第6号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
 - ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
 - ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。
- また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

(2) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

(3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおりの定款第42条(剰余金の配当等)を変更するものであります。

また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)</u>	
第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)
(新 設)	(電子提供措置等)
(新 設)	第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
(新 設)	2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
(新 設)	(附則)
(新 設)	1 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
(新 設)	2 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。
(新 設)	(補欠監査役)
(新 設)	第36条 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
(新 設)	2 補欠監査役の選任決議の定足数は、第29条第2項の規定を準用する。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	3 第 1 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。
(新 設)	4 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。
(新 設)	(剰余金の配当等の決定機関)
(新 設)	第42条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
(剰余金の配当等)	(剰余金の配当等)
第41条 当社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対し、金銭による剰余金の配当を行う。	第43条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対し、金銭による剰余金の配当を行うことができる。
2 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載または記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。	2 (現行通り)

第7号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	とみ なが くに あき 富 永 邦 昭 (1970年8月15日)	1993年4月 株式会社ポーラ化粧品本舗（現 株式会社ポーラ/株式会社ポーラ・オルビスホールディングス） 入社 2016年11月 当社 代表取締役社長（現任） 2016年11月 株式会社バンキング・システムズ 取締役 2016年11月 株式会社シー・エル・エス 取締役 2018年6月 株式会社ブレーンナレッジシステムズ 取締役 2019年7月 株式会社アセットコンサルティングフォース 取締役 2019年10月 株式会社セイリング 取締役 2019年10月 株式会社ブレーンナレッジシステムズ 代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ブレーンナレッジシステムズ 代表取締役社長	43,050株
	【選任理由】 富永邦昭氏を取締役候補者とした理由は、同氏は2016年11月に代表取締役社長に就任以降、当社グループの最高責任者として、経営戦略の決定・実行を推進しグループ全体の経営を統括するとともに、強いリーダーシップによりグループ全体を牽引し、当社グループの企業価値向上に優れた経営手腕を発揮しております。以上のことから、引き続き、当社の取締役として、当社グループの経営についての的確な意思決定や監督ができるものと判断しました。		

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	しも だ まさ たか 下 田 昌 孝 (1970年3月6日)	1992年 4 月 高野清春税理士・不動産鑑定士事務所 入所 1999年 9 月 税理士登録 1999年 9 月 株式会社東京リーガルマインド 入社 2005年 1 月 ユミルリンク株式会社 入社 2007年 5 月 太陽商事株式会社（現 株式会社エーアンド ティー） 入社 2014年12月 コンピタント株式会社 入社 2015年12月 株式会社バンキング・システムズ 入社 2016年11月 当社 取締役 2016年11月 株式会社バンキング・システムズ 取締役 2016年11月 株式会社シー・エル・エス 取締役 2018年 6 月 株式会社ブレーションナレッジシステムズ 取締 役 2019年 7 月 株式会社アセットコンサルティングフォース 取締役 2019年10月 株式会社セイリング 取締役 2020年 4 月 株式会社シー・エル・エス 代表取締役社長 2020年 4 月 当社 常務取締役（現任） 2021年10月 株式会社セイリング 代表取締役社長（現 任） 2022年 4 月 株式会社コスモピア 代表取締役社長（現 任） （重要な兼職の状況） 株式会社セイリング 代表取締役社長 株式会社コスモピア 代表取締役社長	12,000株
【選任理由】 下田昌孝氏を取締役候補者とした理由は、同氏は税理士であり、税理士としての専門的な知識と幅広い経験を活かして、当社設立当初から取締役として経営に参画し、優れた経営手腕を発揮しております。以上のことから、引き続き、当社の取締役として、当社グループの経営についての的確な意思決定や監督ができるものと判断しました。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	こう べ たか よし 河 邊 貴 善 (1981年5月2日)	2008年 4 月 株式会社ポーラ 入社 2017年 5 月 当社 入社 2019年10月 株式会社セイリング 監査役（現任） 2019年12月 株式会社シー・エル・エス 監査役（現任） 2019年12月 株式会社アセットコンサルティングフォース 監査役（現任） 2020年 4 月 当社 取締役管理本部長（現任） 2021年 1 月 中小企業診断士登録 2021年10月 株式会社ヒューマンベース 監査役（現任） 2022年 4 月 株式会社コスモピア 監査役（現任）	—
	【選任理由】 河邊貴善氏を取締役候補者とした理由は、同氏は経理及び財務部門において豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社グループの管理部門の統括者として管理体制の構築・強化を推進し、優れた経営手腕を発揮しております。以上のことから、引き続き、当社の取締役として、当社グループの経営についての的確な意思決定や監督ができるものと判断しました。		

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	おと よし もと き 音 吉 元 樹 (1975年10月5日)	2001年 4 月 日興証券株式会社（現 SMBC日興証券株式会社） 入社 2004年11月 PwCFAS株式会社（現 PwCアドバイザリー合同会社） 入社 2007年 7 月 同社 事業再生部門 マネージャー 2011年 7 月 同社 クロスボーダーM&A実行・統合支援部門 マネージャー 2014年10月 オリックス株式会社 入社 事業投資本部 事業投資グループ ヴァイスプレジデント 株式会社アーク 出向 2015年10月 ARRK EUROPE Ltd（英国子会社） 出向 2018年 6 月 オリックス株式会社 事業投資本部事業投資グループ シニアヴァイスプレジデント 2019年 1 月 三井物産株式会社 入社 コーポレートディベロップメント本部総合力推進部 プロジェクトマネージャー 2021年 4 月 当社 執行役員 経営企画本部長代理（現任） 2021年10月 株式会社シー・エル・エス 取締役（現任） 2021年10月 株式会社ヒューマンベース 代表取締役社長（現任） 2021年12月 株式会社アセットコンサルティングフォース 取締役（現任） 2021年12月 当社 取締役経営企画本部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ヒューマンベース 代表取締役社長	—
【選任理由】 音吉元樹氏を取締役候補者とした理由は、同氏は大手コンサルティングファーム等でM&A推進やハンズオンでの企業業績改善に顕著な成果を上げ、直近は総合商社においてシステムインテグレーター事業の戦略策定やヘルスケア事業のPMI推進など、当社の成長に貢献し得る専門知識・多様な経験を有しており、当社の取締役として、当社グループの経営についての的確な意思決定や監督ができるものと期待したためであります。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	しま だ やす お 島 田 容 男 (1969年2月2日)	1991年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人 トーマツ） 入所 1995年 9 月 公認会計士登録 2000年 8 月 JPモルガン証券会社（現 JPモルガン証券 株式会社） 入社 2001年 8 月 ドイツ証券会社（現 ドイツ証券株式会 社） 入社 2003年 4 月 フェニックス・キャピタル株式会社（現 エンデバー・ユナイテッド株式会社） 入 社 2004年11月 株式会社江戸沢（現 株式会社焼肉坂井ホ ールディングス） 社外取締役 2005年10月 コンピタント株式会社 マネージングパー トナー（現任） 2007年12月 プリモ・ジャパン株式会社 社外監査役 2008年 4 月 税理士登録 2008年 5 月 コンピタント税理士法人 代表社員（現 任） 2010年 7 月 株式会社アイペット（現 アイペット損害 保険株式会社） 社外監査役 2014年 7 月 NANAROQ株式会社（現 株式会社 GRCS） 社外監査役（現任） 2014年10月 ネットスクエア株式会社 社外取締役 2016年10月 株式会社ナインシグマ・ジャパン（現 ナ インシグマ・アジアパシフィック株式会 社） 社外監査役 2016年10月 カントクグローバルコーポレーション株式 会社 社外取締役 2016年10月 株式会社SCホールディングス（現 株式会 社ヴァティアー） 社外監査役 2017年 4 月 株式会社ぶんか社 社外監査役 2017年 4 月 当社 社外監査役 2018年 1 月 レイフィールド株式会社 社外取締役 2018年 3 月 当社 社外取締役（監査等委員） 2020年 4 月 当社 社外取締役（現任） 2021年10月 東京インフラ・エネルギー投資法人 監督 役員（現任）	—

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5		(重要な兼職の状況) コンピタント株式会社 マネージングパートナー コンピタント税理士法人 代表社員 株式会社GRCS 社外監査役 東京インフラ・エネルギー投資法人 監督役員	
	【選任理由及び期待される役割の概要】 島田容男氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は公認会計士及び税理士であり、コンピタント税理士法人の代表を務めるなどし、公認会計士及び税理士としての専門的な知識と幅広い経験から、当社の経営に対し客観的かつ有用な助言等をいただいております。同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、今後も引き続き、当社の経営について幅広い見識と豊富な経験に基づき助言・監督を行っていただく役割を果たしていただくことが期待できるものと判断したことから、社外取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
6	に い み たつ き 仁 井 見 達 樹 (1967年5月31日)	1994年 4 月 国土交通省（旧運輸省） 入省 2000年 9 月 マッキンゼー・アンド・カンパニー 入社 2006年 7 月 株式会社RHJインターナショナル 入社 2007年 2 月 株式会社ナインシグマ・ジャパン（現 ナイ ンシグマ・アジアパシフィック株式会社） 取締役 2009年 9 月 エレファントフライ・コンサルティング 創 業 2019年 4 月 株式会社デジタル・コネクト 執行役員 2020年12月 当社 社外取締役（現任） 2021年 4 月 株式会社デジタル・コネクト 取締役（現 任） （重要な兼職の状況） 株式会社デジタル・コネクト 取締役	—
【選任理由及び期待される役割の概要】 仁井見達樹氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏はIT業界の知見も深く、コンサルティング 経験も業務領域を問わず有することなどから、今後の当社が進むべき方向性及び経営等に対し客観的 かつ有用な助言等をいただいております。今後も引き続き、当社の経営について幅広い見識と豊富な 経験に基づき助言・監督を行っていただく役割を果たしていただくことが期待できるものと判断した ことから、社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 島田容男氏及び仁井見達樹氏は、社外取締役候補者であります。
3. 島田容男氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年8か月となります。
- 仁井見達樹氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、島田容男氏及び仁井見達樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社と社外取締役、監査役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。なお、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で、当社及びすべての当社子会社における取締役、監査役、執行役員を被保険者として会社法第430条の3第1項の規程に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、2023年2月に更新をする予定です。本議案において各氏の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者となります。
- ① 填補の対象となる保険事故の概要
- 被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。
- ② 保険料
- 保険料は全額会社負担としております。

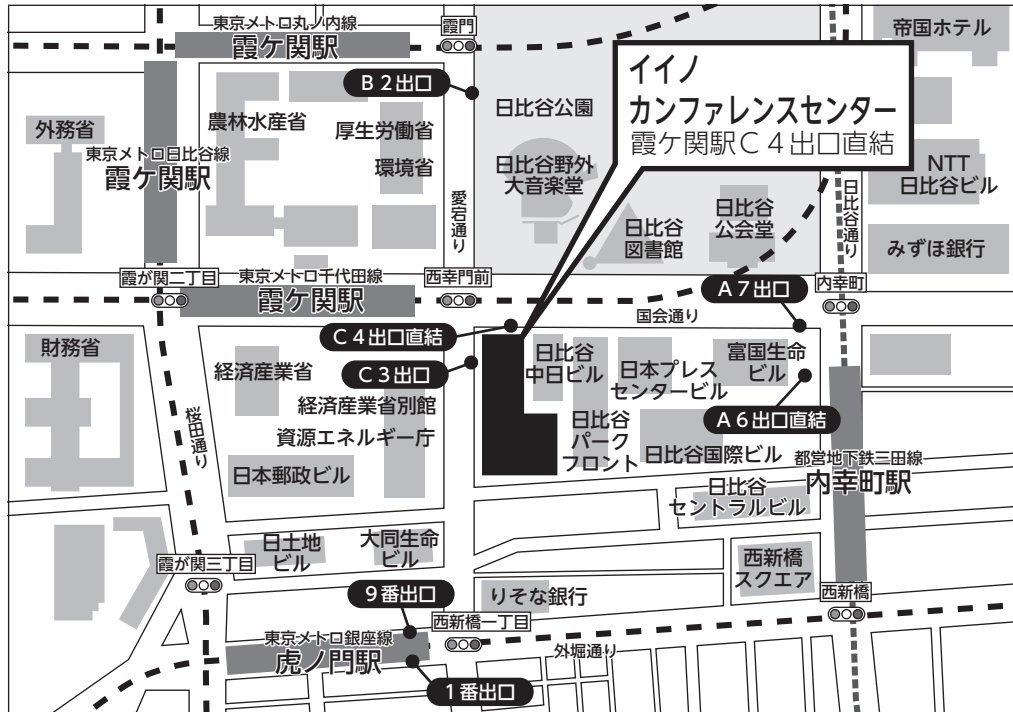
以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区内幸町二丁目1番1号

イノカンファレンスセンター（飯野ビルディング4階）Room B1・2

TEL 03-3506-3251



交通 東京メトロ 千代田線・日比谷線 霞ヶ関駅下車 C4出口直結・C3出口徒歩約1分
東京メトロ 丸ノ内線 霞ヶ関駅下車 B2出口徒歩約5分
東京メトロ 銀座線 虎ノ門駅下車 9番・1番出口徒歩約3分
都営地下鉄 三田線 内幸町駅下車 A6出口直結徒歩約3分・A7出口徒歩約3分